

研究現場を活用したポスドク・大学院生の実践的育成 (産総研イノベーションスクール)

【概要】

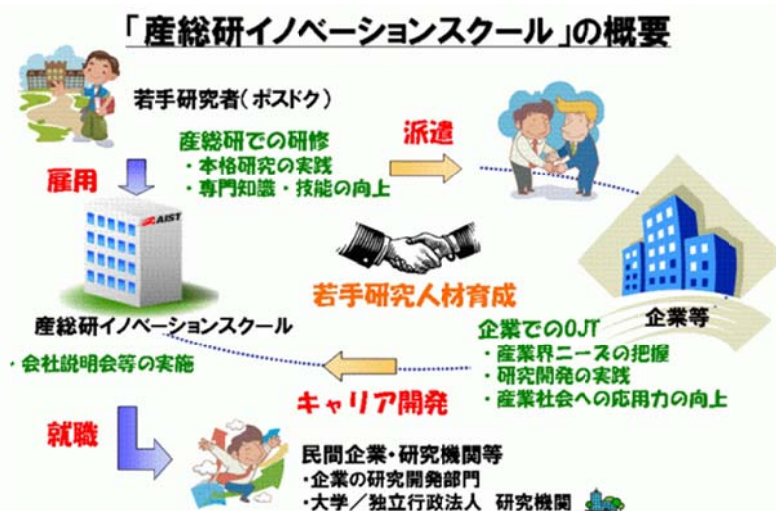
- 若手博士人材が、専門分野について高度な知見を有しつつ、より広い視野を持ち、異なる分野の専門家と協力するコミュニケーション能力や協調性を獲得することにより、産業界をはじめとした社会の幅広い分野で活躍することを目指した事業。ポスドク・大学院生研修生に対して、座学や産総研の研究プロジェクトへの従事、企業現場での実地研修（OJT）等の実践的育成を実施する。
- 平成 22 年度は、研修生（ポスドク 23 名及び大学院生 10 名）に対して、産総研内における座学研修を 9 月に実施（キャリア教育・自己啓発、技術経営、標準化、知的財産管理、研究成果の社会還元等に関する講義や、専門の異なる研修生の間での研究発表等）。
- ポスドク研修生 23 名のうち、15 名が民間企業における OJT（現場研修）を開始。残りの研修生についても順次 OJT を開始予定（OJT の期間は 2 か月～4 か月）。なお、企業 OJT の実施に際しては、研修生と企業の双方が利益を得られるよう配慮したマッチングを実施。
- 大学院生研修生 10 名については、産総研内で実施する研究現場に配属の上、実践的な研修を実施。

【実績】

- 平成 21 年度には、138 人のポスドクを育成し、58 名が正規就業（2010 年 3 月末時点）。

【今後の取組】

- 理系博士課程修了者の完全雇用や、より効果的な研究人材・研究マネジメント人材等の育成に向けた、関係者による新たな協議体制の構築について検討を行う。
- 2010 年度の研修実施状況及び就業状況を踏まえ、より実践的なカリキュラム、OJT、及び企業とのマッチングのあり方について見直す。



国の研究開発機関に関する新たな制度の創設

【概要】

- 国際競争が激化する中で、我が国においても、世界トップレベルの国際競争力を目指すため、国の研究開発を担う機関の機能強化が必要となっている。
- 平成 22 年 11 月 2 日に第 7 回「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」^(※)を開催し、「国立研究開発機関」(仮称)制度のイメージを今後の議論のたたき台として提示し、議論した。
- また、総合科学技術会議基本政策専門調査会の「研究開発システムワーキンググループ」において、研究開発システムに関する課題等を平成 22 年 12 月 14 日にとりまとめたところ。
- さらには、第 4 期科学技術基本計画の策定に向けた総合科学技術会議の答申(平成 22 年 12 月 24 日)において、「国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する」と明記されたところ。

(※) 研究開発力強化法附則、両院附帯決議等を踏まえ、平成 21 年 12 月設置。関係府省の副大臣・政務官により、最も適切な研究開発法人制度等について検討。

参考

「科学技術に関する基本政策について」

(平成 22 年 12 月 24 日総合科学技術会議答申)(抜粋)

国は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性)に鑑み、組織のガバナンスやマネジメントの改革等を実現する国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。

【今後の取組】

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえつつ、研究開発の特性に鑑み、国の研究開発機関に関する新たな制度の創設に向け、関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。

情報通信技術利活用のための規制・制度改革

【概要】

- 情報通信技術の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みそのものの在り方や運用等の洗い出しを行い、国民にとって利益となる形で抜本的に見直す。
- これまでに「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」を4回開催。検討項目「一般用医薬品のインターネット販売」「政府統計データの活用」について関係者からヒアリングを行った。

これまでの専門調査会の取組

1. 開催状況

- ・第1回 平成22年10月19日（専門調査会の運営、今後の進め方）
- ・第2回 平成22年11月16日（検討項目の洗い出し、検討の進め方）
- ・第3回 平成22年11月30日（一般医薬品のインターネット販売のヒアリング）
- ・第4回 平成22年12月28日（政府統計データの活用のヒアリング）

2. 主要な議論、論点

(1) 検討項目の洗い出し

多岐に渡る項目の効率的な検討のため、46の検討項目のたたき台（※）の中から専門調査会においてヒアリングする5分野（A分類）を選定。

※①重点点検専門調査会から引き継いだもの、②IT戦略・工程表に記載があるもの、③各府省からの提案、④「国民の声」に寄せられたもの、の中から重複の排除、事実関係の確認、ITとの関連性を考慮の上、事務局で選定したもの。

<専門調査会においてヒアリングする5分野>

- ①一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売
- ②行政保有情報の活用（政府統計データの活用）
- ③行政機関が保有する情報の再提出不要化（引越時の各種行政手続き、証明書類の添付、登記申請に添付する情報）
- ④個人情報保護に関する問題（匿名化された個人の情報の活用）
- ⑤電子書面の有効性

※②～④については、括弧内の案件をコアにしつつ、関係する課題についても検討することができないか議論。

また、24件の項目については、関係府省庁に対し書面で調査を行い、必要に応じて事務局がヒアリングを行い（B分類）、その他項目は、フォローアップを行うこととした（C分類）。

(2) 「情報通信利活用促進一括化法（仮称）」の扱い

第2回会合において、次期通常国会に「情報通信利活用促進一括化法（仮称）」を提出する前提で議論する状況にはないことを確認した。

(3) ヒアリングの状況

第3回では、一般用医薬品のインターネット販売に関して、関係者（楽天、ケンコーコム、日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会、厚生労働省）からヒアリングを実施し、対面販売と同等レベルの安全性を確保できるITを活用した販売方法について意見交換した。第4回では、政府統計データの活用について、日本経団連、総務省、経産省からヒアリングを実施し、ITを活用した活用範囲の拡大や利便性向上について意見交換した。

【今後の取り組み】

- 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会における関係府省、関係者等からのヒアリング等を踏まえ、規制・制度等の見直しについてIT戦略本部企画委員会（副大臣級会合）に報告し、企画委員会は、22年度内を目途に規制・制度改革に関する対処方針のとりまとめを行う。
- IT戦略本部は、対処方針を決定するとともに、工程表の修正に反映し、関係府省は、これらに沿って、規制・制度改革に取り組む。

電子行政の推進

【概要】

- 「新たな情報通信技術戦略」（2010年5月IT戦略本部決定）、同工程表（2010年6月IT戦略本部決定）を踏まえ、2010年9月から、IT戦略本部企画委員会の下に電子行政に関するタスクフォースを設け、電子行政に関する調査を実施。2010年12月までに8回開催。

【アウトカム】

- 政府CIO制度に関する事項も含めて、年度内に、電子行政推進の基本方針を策定。
- 年度内に行政サービスのオンライン利用に関する計画を策定。
- 国民ID制度について、目的・課題、具体的な国民の便益等を明らかにし、グランドデザインを提示。

【今後の取組】

- 電子行政に関するタスクフォースにおける検討を継続。
- 電子行政推進の基本方針等を踏まえて、政府CIO制度の整備等について、可能なものから順次取組を実施。

電子行政推進に関する基本方針の骨子の概要

- 「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月IT戦略本部決定）に基づき、今年度内に「電子行政推進に関する基本方針」を策定することとされており、電子行政に関するタスクフォースにおいて、基本方針の骨子を取りまとめ。
- 電子行政に関するタスクフォースにおいて引き続き検討し、今年度内に基本方針を取りまとめ。

第1 電子行政推進の意義

第2 電子行政推進に係る基本的事項

- 1 これまでの電子行政に関する総括
 - ・電子行政推進の目的
 - ・電子行政に関する戦略
 - ・IT投資
 - ・電子政府と電子自治体の連携
 - ・民間との連携
 - ・国民への説明、ニーズの把握
 - ・電子行政推進のための体制
- 2 今後の電子行政推進の基本的な視点、方向性
 - ・利用者視点
 - ・費用対効果の視点
 - ・制度・業務自体の見直し
 - ・国と地方の協力
 - ・民間との連携
 - ・PDCAの徹底

第3 目指すべき電子行政の姿

- 1 目指すべきアウトカム
 - ・行政サービスの利便性の向上
 - ・行政運営の効率化
 - ・国民参加の促進
- 2 目指すべき水準

第4 重要施策の推進

- 1 IT投資管理
 - ・IT投資管理の確立・強化
 - ・業務プロセス改革
 - ・人材育成及び確保
- 2 国民ID制度、企業コード
- 3 オンライン利用計画
- 4 行政サービスへのアクセス向上
- 5 オープンガバメント

第5 新たな電子行政の推進体制（政府CIO制度）

- 1 必要性
- 2 権限・役割等
- 3 基本設計・組織
- 4 導入プロセス

第6 基本方針のフォローアップ

医療情報化の推進

【概要】

2010年9月以降実施している、IT 戦略本部医療情報化に関するタスクフォースにおいて、以下の4つの具体的な取組について議論を実施し、基本方針等を報告書として取りまとめる。

■ 「どこでも MY 病院」構想の実現

- 「どこでもMY病院」の枠組みを構築するための基本方針案を策定

医療情報等の提供形態・電子化方策、運営主体の整理、取扱う情報に応じた適切なセキュリティレベル等について基本的な考え方を整理。

■ シームレスな地域連携医療の実現

- シームレスな地域連携医療の実現のための基本方針案を策定

モデル事業の対象疾病、システム導入へのインセンティブ、在宅医療と介護との情報連携方策等の基本的な考え方を整理。

■ レセプト情報等の活用による医療の効率化、医療情報データベースの活用による医薬品等安全対策の推進

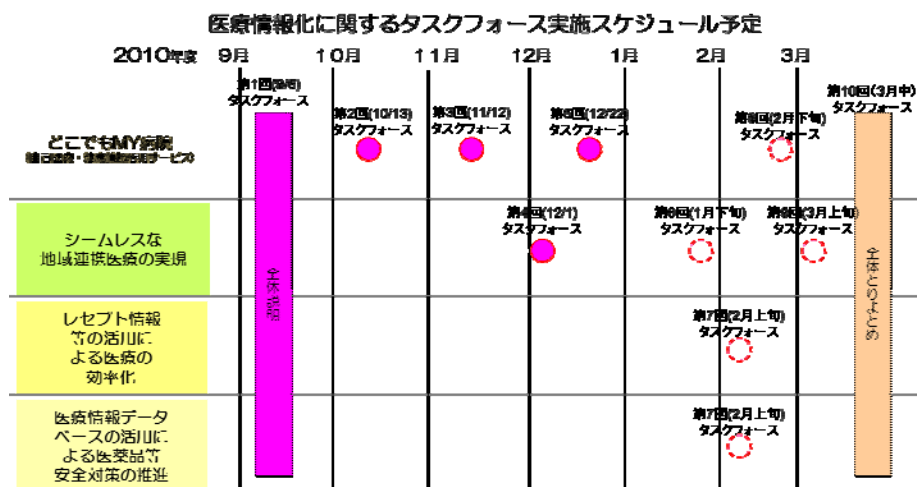
- レセプト情報等の提供体制や医療効率化に資する利活用方法について、基本的な考え方を整理

【アウトカム】

■ 「医療情報化に関するタスクフォース」報告書

【今後の取組】

- 2011年1月以降引き続き、医療情報化タスクフォースを開催し、2011年3月中に「医療情報化に関するタスクフォース」報告書のとりまとめを予定。



教育の情報化の推進

【概要】

- 「新成長戦略」、「新たな情報通信技術戦略」及び文部科学省において設置した「学校教育の情報化に関する懇談会」での議論等を踏まえ、平成 22 年 8 月、「教育の情報化ビジョン」の（骨子）を策定。

「教育の情報化ビジョン（骨子）」概要

情報通信技術を活用して、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びを創造するとして、以下の点を盛り込んでいる。

①情報活用能力の育成

- ・ 研究開発学校制度を活用することなどにより、情報活用能力の育成のための教育課程について実証的に研究

②学びの場における情報通信技術の活用

- ・ 指導者用デジタル教科書について学校設置者が容易に入手できるような支援方策の検討
- ・ 学習者用デジタル教科書や情報端末等に関する実証研究
- ・ 超高速の校内無線 LAN 環境の構築
- ・ 電子黒板、プロジェクタ、実物投影機、地上デジタルテレビ等の提示用のデジタル機器の活用

③校務の情報化

- ・ 校務支援システムの充実
- ・ 共有すべき教育情報の項目、様式、データ形式などの標準化
- ・ クラウド・コンピューティング技術の活用の検討

④特別支援教育における情報通信技術の活用

- ・ 障害の状態や特性・ニーズ等に応じた活用
- ・ 学校と家庭・地域や医療・福祉・保健・労働等の関係機関との密な連携

⑤教員への支援の在り方

- ・ 現職教員研修、教員の養成・採用を通じた、教員の ICT 活用指導力養成等
- ・ ICT 支援員の配置等による教員のサポート体制構築

⑥教育の情報化の着実な推進に向けて

- ・ 効果的な推進や地域間格差の解消のため、地方交付税措置と併せ、一定程度用途を限定した支援措置も検討
- ・ 学校種・発達段階・教科等を考慮しつつ、総合的な実証研究の実施
- ・ 総合的な推進体制の構築（教育の情報化のための社会的機運の醸成等）

- 平成 22 年度補正予算において、「英語をはじめとする先導的デジタル教材の開発」を実施するとともに、平成 23 年度予算案において、「学びのイノベーション事業」を計上。

【アウトカム】

- 2010 年度中に策定する「教育の情報化ビジョン」等も踏まえ、デジタル教科書のモデルコンテンツを開発するとともに、学校種、発達の段階、教科等に応じた教育効果や指導方法、子どもたち一人一台の情報端末の在り方等について検証する。

【今後の取組】

- 引き続き、「新成長戦略」、「新たな情報通信技術戦略」及びこれらの工程表に基づき、3 年間程度にわたり実証研究を実施。

「光の道」構想の推進

【概要】

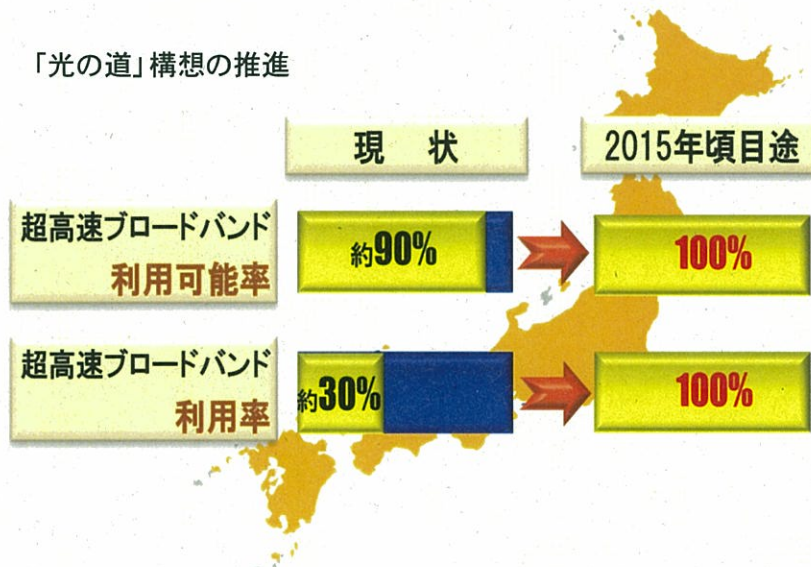
- 「光の道」構想とは、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドサービス利用の実現を目標とするもの。
- 昨年12月、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」作業部会(※)の取りまとめ等を踏まえ、総務省として『「光の道」構想に関する基本方針』を決定。
 - ※ 「過去の競争政策のレビュー部会」、「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」

【基本方針の内容】

- NTT東西のボトルネック設備保有部門の機能分離(※)の実施、子会社等との一体経営の対応、業務範囲の弾力化について、関係法律の改正法案を次期通常国会に提出。
 ※機能分離：NTT東西の組織形態の見直しは行わずに、人事・情報・会計等のファイアウォールの厳格化により、NTT東西のボトルネック設備保有部門と他部門とを隔離する方法。
- 加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、2011年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始し、今年度内を目途に成案を得る。
- ワイヤレスブロードバンド事業者による既存の周波数利用者の移行コストの負担に関し、オークションの考え方を取り入れた制度の創設について、関係法律の改正法案を次期通常国会に提出。
- 第4世代移動通信システムなど新たな無線システムに関し、諸外国で実施されているオークションの導入についても早急に検討の場を設けて議論を進める。 等

【今後の取組】

- 「光の道」構想に関する基本方針等に基づき、未整備地域における基盤整備の推進及び競争政策の推進のための関連法案(電気通信基盤充実臨時措置法、電気通信事業法、電波法等の一部改正法案)を2011年通常国会に提出するなど、「光の道」構想に関する具体的な取組を総合的に推進。



第4期科学技術基本計画の策定 (研究開発投資目標の設定)

【概要】

- 科学技術基本計画は、科学技術基本法に基づき、平成8年度以降、5年ごとに策定している(第1期:平成8~12年度、第2期:平成13~17年度、第3期:平成18~22年度)。
- 平成23年度からの第4期基本計画の策定に向け、平成21年9月4日、内閣総理大臣から総合科学技術会議に対し「科学技術に関する基本政策について」諮問がなされた。
- これを受け、総合科学技術会議基本政策専門調査会において計12回にわたって議論を行い、平成22年12月24日、総合科学技術会議から内閣総理大臣に対し答申した。



【アウトカム】

- 第4期基本計画を策定及び同計画に掲げられた施策を推進することにより、我が国の成長を支えるプラットフォームとしての役割を担う。
- 政策の企画立案と推進機能の強化を図るため、「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」を創設し、この下、第4期基本計画に基づく具体的な戦略の策定、予算の確保及び資源配分に関する取組を推進する。

【今後の取組】

- 総合科学技術会議の答申を踏まえ、今年度中(3月下旬)に第4期基本計画を閣議決定。
- 平成23年4月以降、第4期基本計画に沿って、科学技術関係施策を検討・実施。

第4期基本計画に関する答申のポイント

- ① 科学技術とイノベーションとの連携を強化するため、ナノテク等の分野による重点化から、「グリーンイノベーション」、「ライフイノベーション」をはじめとする課題への対応の重点化に転換。
- ② これを制度的に担保するため、研究開発の効率性を高めるPDCAサイクルの確立やアクションプラン等の改革を徹底。
- ③ 同時に、独創的で多様な「基礎研究の推進」と、若手研究者をはじめとする「人材育成」を重視。

研究開発投資の目標設定

- 官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上
- 政府研究開発投資の対GDP比1%、計画期間中の総額約25兆円(計画期間中に政府研究開発投資の対GDP比1%、GDPの名目成長率平均2.8%を前提に試算)

科学・技術・イノベーション戦略本部(仮称)の創設

【概要】

科学技術イノベーション政策の一体的推進のため、より幅広い観点から、総合科学技術会議を改組して「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」を創設。

(参考)

■ 民主党INDEX2009

「産学官が協力し、新しい科学技術を社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部(仮称)」を、現在の総合科学技術会議を改組して内閣総理大臣のもとに設置」

■ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

「政策推進体制の抜本的強化のため、総合科学技術会議を改組し、「科学・技術・イノベーション戦略本部(仮称)」を創設」

■ 「科学技術に関する基本政策について」

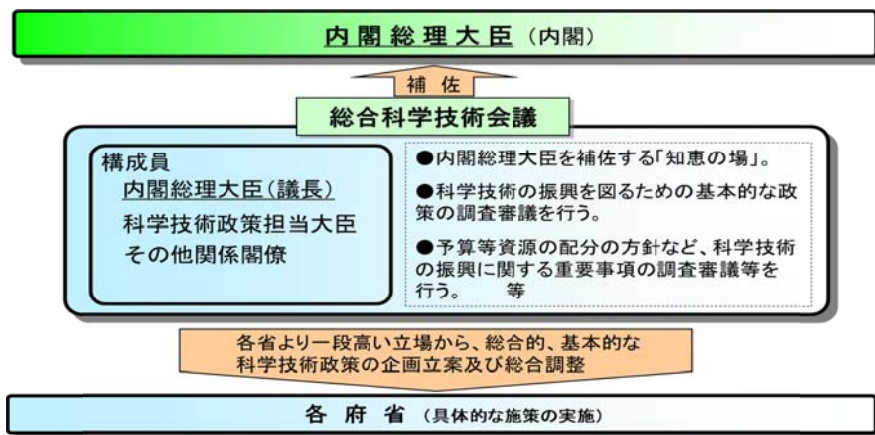
(平成22年12月24日総合科学技術会議答申)

「科学技術イノベーション政策の一体的推進のためには、より幅広い観点から、総合科学技術会議を改組して「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」を創設」

【今後の取組】

具体像の提示及び関係部局との調整。関連法案の今通常国会以降の国会提出。

【参考：現在の科学技術政策の体制図】



内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(総括担当)付

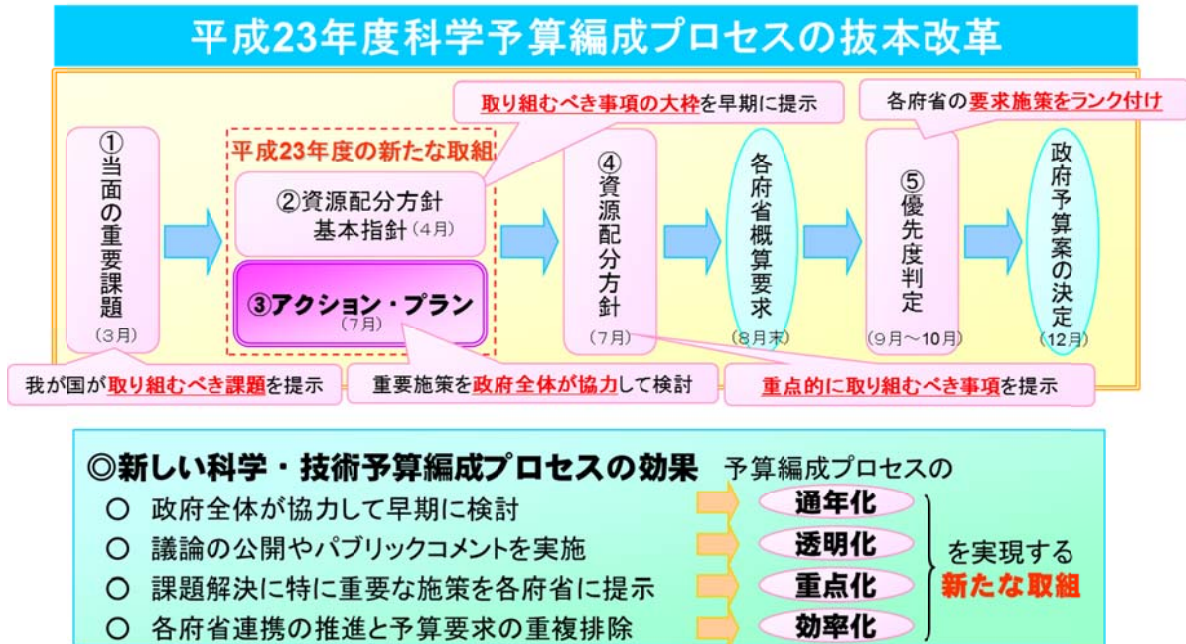
科学技術予算編成プロセスの抜本改革

【概要】

- 科学技術関係予算編成プロセスを抜本改革。概算要求前に総合科学技術会議が各府省と検討し、策定したアクション・プランに基づき各府省が概算要求を行う「能動的な仕組み」を実現。

アクション・プランのポイント

- 新成長戦略の重要課題であるグリーン及びびライフの 2 大イノベーションの中で、特に具体的な実現目標が明確で、府省連携における役割分担を明確化して進めることが急がれる課題の施策パッケージを策定
- 研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるようにするため、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化を推進



【アウトカム】

- 科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）によるアクション・プランの実施を中心とした主導的な科学技術予算編成を見据え、総合科学技術会議がより一層司令塔機能を発揮し、質の高い科学技術関係予算の編成を実現。

【今後の取組】

- 平成 23 年度予算案における優先度判定結果、アクション・プランをフォローアップして問題点等を把握し、平成 24 年度における科学技術関係予算編成プロセスのさらなる改善に取り組む。
- これにより、科学技術関係予算編成プロセスそのもののPDCAサイクルを推進。

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付
参事官（資源配分担当、イノベーション推進担当）付

科学研究費補助金の基金化・拡充

【概要】

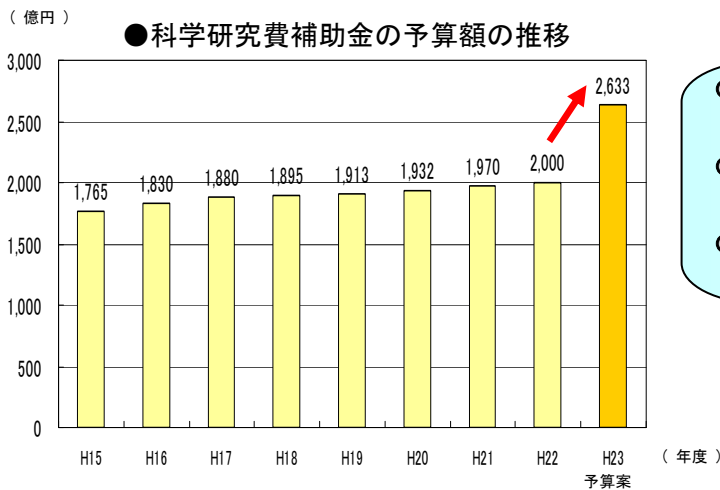
- 平成23年度より、若手研究者の「チャレンジ」機会の拡大や研究活動の裾野の拡大等を図るため、科学研究費補助金の大幅な拡充を図る。
- 同時に、研究者からの要望が多かった研究の進捗にあわせた研究費の使用を可能とするために、科学研究費補助金の一部研究種目を「基金化」する制度改革を図る。

【アウトカム】

- 新規採択率の向上（※平成22年度採択状況を基に試算）
 - ・「若手研究（B）」（H22：24.4%（5,578件）→ H23：30%）
 - ・「挑戦的萌芽研究」（H22：11.3%（1,412件）→ H23：30%）
 - ・「基盤研究（C）」（H22：23.8%（7,471件）→ H23：30%）
 →人文・社会科学から自然科学まで多様な学術研究を幅広く支援することが可能となる。
- 研究費の複数年度使用の実現
 - ・基金化により、複数年にわたる研究期間内の必要な時期に研究費を使用することが可能となり、与えられた研究費を最も効果的に用いて研究を行うことができる。

【今後の取組】

- 平成23年度予算案及び独立行政法人日本学術振興会法の一部改正案の成立後、すぐに制度の運用が可能となるよう関係諸規程の整備等を行う。



● 基金化のメリット

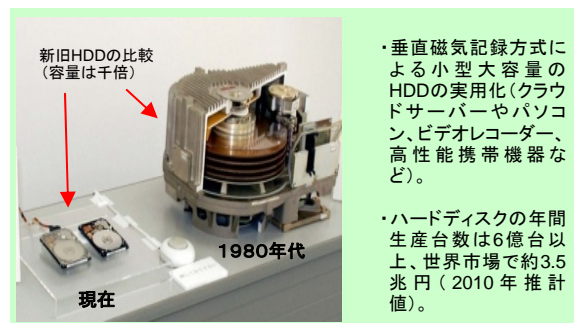
- 研究の進捗に合わせた研究費の柔軟な執行による研究活動の活性化
- 「予算の使い切り」がなくなるなど、予算のより効果的・効率的な活用
- 従来と比べ研究者はより研究に専念することができる



【参考】 科学研究費補助金の研究成果が実用化に発展した例（岩崎俊一 東北工業大学理事長・東北大学名誉教授）

○ 科学研究費補助金
「磁気薄膜による高密度情報記録の研究」
（昭和42年度～機関研究）

- ・ 垂直磁気記録方式の開発による高密度磁気記録技術へ貢献。
- ・ 従来の水平磁気記録方式から垂直磁気記録方式へ転換。



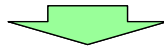
幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築

【概要】

- 現在、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するため、所要の法案の早期国会提出を目指し、検討を進めている。

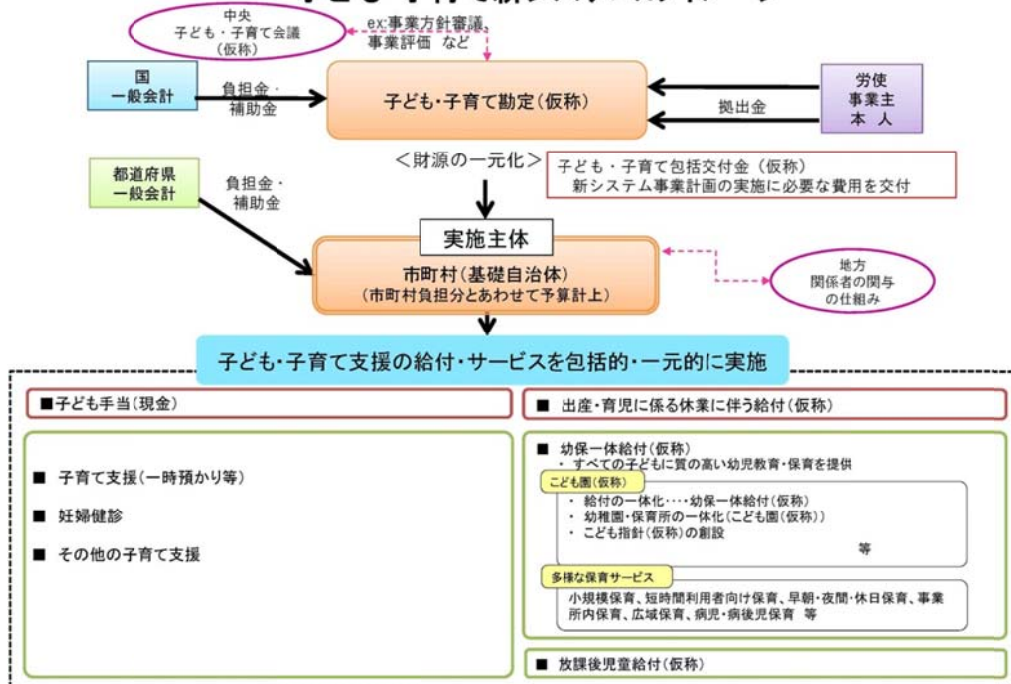
【アウトカム（法案成立後のイメージ）】

- 法案が成立することにより、以下のような「新システム」が実現。
 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担、基礎自治体（市町村）を重視した制度設計
 幼保一体化、多様な保育サービスの提供体制の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現



- すべての子どもに保護者の就労形態等による区別なく質のよい成育環境の整備
- 少なくとも 2017 年には働くことを希望するすべての人が仕事に復帰できる体制の整備
 女性の就業継続等による収入増：約 3.3 兆円以上（2020 年度）（2020 年における女性労働力増：約 100 万人）
 保育サービス等従事者の増による所得増：約 0.5 兆円以上（2017 年度）
 新規雇用者数：約 16 万人以上（2017 年度 保育サービス等従事者の増）

子ども・子育て新システムのイメージ



【具体的事例（現在の進捗状況）】

- 現在副大臣・政務官級の会合である「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ」の下に「基本制度ワーキングチーム」等を開催し、有識者、幼保関係団体、地方団体、労使団体及び子育て支援関係者等の参画を得て、制度の在り方について精力的に検討を進めている。
- 引き続き、関係者と丁寧な調整を行い、理解を得ながら、所要の法案の早期国会提出を目指す。
- 一方、喫緊の課題である保育所待機児童への対応としては、官邸主導により設置された「待機児童ゼロ特命チーム」において、平成 22 年 11 月 29 日に、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめたところ。

「実践キャリア・アップ制度」の推進

【経緯と概要】

- 新たな成長分野をはじめとして実践的な職業能力育成が急務となっている一方で、非正規労働者など能力育成の機会に恵まれない方々の増大や、企業の人材育成投資の低下が指摘されていることを踏まえ、職業能力評価と教育・能力開発を結び付け一層の体系化を図った上で、一企業内にとどまらず社会全体で実践的なキャリア・アップを図ることとしたもの。
- 具体的には、
 - ①「実践的」な職業能力育成・評価基準を策定
 - ②それに応じた「学習しやすい効率的な訓練プログラム」を策定
 により、「介護・ライフケア」、「環境・エネルギー（含、林業）」、「食・観光」などの新たな成長分野への労働移動を促し、当該分野・業種での人材を育成・確保するもの。

【これまでの取組】

- 「専門タスク・フォース」（主査：大久保 幸夫 内閣府参与）において、平成 22 年 10 月に、最初に制度を導入する 3 つの業種（①介護人材、②省エネ・温室効果ガス削減等人材、③ 6 次産業化人材）を決定。11 月には、3 つの業種について「ワーキング・グループ」（WG）を設置し、12 月からは、3 つのWGにおいて論点の整理のための議論を行っているところ。

【今後の取組】

- 平成 22 年度内を目途に、制度全体の基本方針を取りまとめる。併せて、3 つのWGでの議論を踏まえ、3 業種ごとの論点整理を行う予定。
- 平成 23 年度については、3 業種ごとの具体的な評価基準、育成プログラムを作成予定。

【職業能力評価の階層イメージ】

レベル 7	名人	分野を代表するトップ・プロフェッショナル	
レベル 6			
レベル 5	上級プロ		↑
レベル 4	プロ	プロとして高度な専門スキルを有する	当面
レベル 3	スペシャリ		詳細設計する
レベル 2	スト		レベル
レベル 1	エントリー	職業準備教育を受けた段階	↓

※専門タスク・フォース及びワーキング・グループの開催実績等は以下を参照
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kinkyukoyou/suisinteam/index.html>

「パーソナル・サポート・サービス」の導入

【概要】

- 様々な問題を抱え、自立生活の実現が困難な方々に対し、パーソナル・サポーターが一人ひとりに合わせた包括的・継続的な支援を行う。

【今後の取組】

- パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた課題を検討するため、モデル・プロジェクトを全国19地域で実施（2012年3月末まで）。
 - ・ 第1次分モデル・プロジェクト（5地域：釧路市、横浜市、京都府、福岡市、沖縄県）は2010年11月より順次、事業実施。
 - ・ 第2次分モデル・プロジェクト（14地域：岩手県、千葉県野田市、長野県、岐阜県、静岡県浜松市、滋賀県野洲市、京都府京丹後市、大阪府豊中市、吹田市、箕面市、大阪市、島根県、山口県、徳島県）は第5回セーフティ・ネットワーク実現チーム（2010年12月10日）において選定を行い、現在、事業実施（2011年3月予定）に向けて関係自治体等と調整中。

＜モデル・プロジェクト実施地域＞



「新しい公共」円卓会議からの提案に対する対応

【概要】

- 官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」円卓会議からの提案に対する政府の対応をフォローアップし、結果を踏まえた提案を行うとともに、「新しい公共」と行政の関係の在り方などNPO等の活動基盤整備について議論を行う。

「新しい公共」円卓会議からの提案

- ・「新しい公共」の基盤を支える制度整備
- ・基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援
- ・社会的活動を担う人材育成、教育の充実
- ・国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成
- ・その他の「新しい公共」の推進方策 等

【これまでの取組】

(1) 政府の対応のフォローアップ、結果を踏まえた提案

- 2010年9月、「新しい公共」円卓会議からの提案に対する各府省の取組について、「新しい公共」円卓会議メンバーとの懇談会、担当副大臣による各府省からのヒアリングを実施。
- 10月、「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の「新しい公共」推進会議の開催を決定し、各府省の取組について議論。
- 11月、「政府の取組に対する「新しい公共」推進会議からの提案」とりまとめ。

(2) 「新しい公共」と行政の関係の在り方等NPO等の活動基盤整備

- 「新しい公共」推進会議の下、政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会を開催し、「新しい公共」と行政との関係のあり方等について検討を開始。
- また、「情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ」を開催し、NPO等の活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みのあり方について検討を開始。

「新しい公共」のイメージ図

